２０２１年（令和３年）８月２３日

指定居宅介護支援事業所管理者　各位

藤沢市長　鈴木　恒夫
（公 印 省 略）

特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書等の提出について（通知）

日頃から、本市の介護保険行政につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。
さて、標記の件につきましては、本市が指定権限を有する指定居宅介護支援事業所であって、対象サービスについて最も紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」といいます。）の占める割合が８０％を超える場合については、本市に対して報告が必要となります。
そこで、該当する事業所におかれましては、次のとおり、ご提出いただきますようお願いいたします。なお、提出を要しない事業所についても、報告書の作成及び事業所への保管は必要となりますので、よろしくお願いいたします。

１　提出を要する事業所
判定期間中（令和３年３月１日から令和３年８月末日まで）に作成した居宅サービス計画のうち、対象サービス（※）について紹介率最高法人の占める割合が８０％を超えているものがある場合
※ 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の４サービス

２　提出書類
①「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（令和３年度前期用）」
※各サービスの紹介率最高法人の占める割合が１種類でも８０％を超えた場合は、提出が必要となります。報告書を作成した結果、８０％を超えなかった場合は、提出は不要となりますが、事業所にて２年間報告書を保管してください。
②「正当な理由の有無に関する申出書」（報告書別紙）
※①を提出する場合は必ず②も提出してください。
③「介護報酬の加算等に関する届出書」
※今回の算定期間で新たに減算対象となる場合、または適用対象外となる場合のみ必要。

３　提出期限　　２０２１年（令和３年）９月１５日（水）

４　提出先　来庁の場合：介護保険課（本庁舎２階）
郵送の場合：〒251-8601　神奈川県藤沢市朝日町１－１
藤沢市役所　介護保険課　総務・給付担当
電　話　0466-50-8270

５　報告書様式等掲載場所　･･･　藤沢市ホームページ
ホーム ＞ 健康・福祉・子育て ＞ 福祉 ＞ 介護保険 ＞ 事業者向け ＞ 居宅介護支援 ＞ 特定事業所集中減算について
＞特定事業所集中減算に係る手続き（令和３年度前期分）

以　上